市町村の新型コロナウイルス感染症による経済支援策一覧

那覇市<https://www.city.naha.okinawa.jp/safety/corona_kanren/coronasien.html>

・那覇市『経済をつなぐ』応援事業者支援活動に関する情報提供

　本市における企業活動・事業活動の維持・継続を推進するため、本市事業者が実施する新型コロナウイルス感染症拡大に派生した諸課題の解決等に向けた主体的な支援活動や応援活動などの取り組みについて、その活動に要する経費の一部を助成することを検討しています。

・那覇市商店街新型コロナウイルス感染症対策支援事業補助金

　　交付対象者：原則活動中の商店街、通り会、商店街連合組織等

　　対象事業：(1)商店街の公衆衛生向上及び安全安心な環境の確保を図る事業

　　　　　　　(2)商店街の行う相談会・個人事業者に対する各種制度申請支援事業

(3)その他事業目的を達成するために特に市長が必要と認める事業

　　補助率・補助限度額：補助率100％、補助上限額30万円

　　申請期間：令和2年4月23日（木）から令和3年1月29日（金）まで

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　※予算がなくなり次第締め切ります。

浦添市<http://www.city.urasoe.lg.jp/docs/2020051200202/>

・浦添市緊急経済支援金（市内事業者家賃支援金）

　　支給対象者：市内に有する店舗及び事業所等の賃料を支払っている市内事業者のうち

　　　　　　① 国及び県が支援する新型コロナウイルス感染症関連融資の申込者

　　　　　　② 売上げが減少している（食品衛生法に基づく）飲食店又は喫茶店を営む者

　　対象経費：令和２年４月及び５月の賃料

　　支給額：１事業者につき、最大１０万円　（賃料支払額が合計10万円未満の場合は全額）

沖縄市<https://www.city.okinawa.okinawa.jp/kurashi/2650326505>

・沖縄市中小・小規模事業者に対する支援金

　①休業店舗支援金

　　　対象業種：ライブハウス、及び接待を伴う飲食店（バー、スナック等）

　　　支給額：一店舗10万円（上限三店舗30万円）

　➁事業者支援金

　　　対象業種：宿泊業、旅行業、道路旅客運送業（貸切バス、タクシー）、イベント企画業、バー・スナック等を除く飲食店（居酒屋、レストラン等）、酒小売業、カラオケボックス業、運転代行業

　　　支給額：個人事業主10万円、法人30万円

　③融資支援金

　　　対象者：売上減少等で中小企業セーフティネット資金等の認定を受けた事業者

　　　支給額：一律10万円

豊見城市<http://www.city.tomigusuku.okinawa.jp/userfiles/files/daiichidan%282%29.pdf>

・（仮称）中小企業応援事業

　　新型コロナウイルスの影響により売上が減少し、沖縄県のセーフティネット融資を受けた事業所に対し、融資決定額の 1％（上限 100 千円）を給付する。

申請時期：令和2年5月15日以降随時対応可能

宜野湾市

<http://www.city.ginowan.okinawa.jp/organization/sangyoseisakuka/01/insyokujoseikin.html>

・宜野湾市飲食店応援助成金

　　助成金交付対象者：①令和2年5月1日現在、市内で飲食店等を営まれる中小企業者（小規模企業、小企業含む）

　　　　　　　　　　　②飲食店営業、喫茶店営業の許可を受けた飲食店が対象

　　助成金額：1店舗につき一律100,000円※市内に複数の店舗をお持ちの場合、店舗数に応じて助成金を交付します。（店舗ごとの申請が必要となります。）

　　申請期間：令和２年5月18日（月）から6月30日（火）まで　※当日消印有効

うるま市<https://www.city.uruma.lg.jp/kurashi/120/18389/18701/18726>

・地域ものづくり事業所等支援事業※（１）消毒用アルコール製造に係る事業

（２）防護マスク製造に係る事業

（３）医療用フェイスシールド製造に係る事業

　　対象事業者：①うるま市内に事務所又は事業所を有する者

②製作した物品等について、本市へ提供することを承諾する者

　　公募期間：令和２年５月１日（金）～令和２年５月29日（金）まで

・うるま市飲食店等緊急支援金

　　対象者：うるま市内で「宿泊業又は、飲食店等」を経営されている事業者

　　申請期間：令和２年５月１２日（火）～同年６月１５日（月）

　　支給額：１事業所あたり一律２０万円

・市内事業者を活用した宅配・買物等支援事業

　　<https://www.city.uruma.lg.jp/kurashi/120/18389/18657/18785>

宮古島市

<https://www.city.miyakojima.lg.jp/soshiki/shityo/kankosyoukou/kankou/oshirase/covid-19josei.html#02keiei>

・中小・零細企業助成金

　　応募資格要件：（1）本市に住所を有する者

　　　　　　　　　(2) 交付対象となる融資に掲げる融資を受けたもの

　　　　　　　　　(3) 令和元年12月末日までを期限とする本市の公的義務（市税、使用料等）の納付が果たされている者（法人の場合は、会社及び代表者）

　　　　　　　　　(4)暴力団員等でないこと

　　　　　　　　　(5) 宮古島市事業者経営支援助成金の交付を受けていない者

　　助成金の額：１事業者あたり10万円

・事業者経営支援助成金

　　応募資格要件：(1) 宮古島市内に住所を有する者のうち、次に掲げる要件のいずれかに該当する者

　ア　法人の場合：宮古島市に登記している者

　　　　　　　　　　イ　個人の場合：宮古島市の住民票を有している者

　　　　　　　　　(2) 令和２年１月１日現在で、次に掲げる要件のいずれかに該当する者

　ア　旅館業法に基づく旅館業許可を受けている者

　イ　食品衛生法に基づく営業許可を受けている者

　　　　　　　　　　ウ　マリン関連事業者のうち、沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例第11条第1項の規定による届出を行っている者

　　　　　　　　　(3) 令和元年12月末日までを期限とする本市の公的義務（市税、使用料等）の納付が果たされている者（法人の場合は、会社及び代表者）

　　　　　　　　　(4) 暴力団員等でないこと

　　　　　　　　　(5) 宮古島市中小・零細企業助成金の交付を受けていない者

　　助成金の額：１事業者あたり10万円

嘉手納町<http://www.town.kadena.okinawa.jp/info/n5384.html>

・嘉手納町事業継続支援給付金

　　給付対象者：次の要件をすべて満たす者（個人事業主含む）とする。

　　　　　　◆中小企業者であること

　　　　　　◆令和２年５月１日時点で嘉手納町内に事務所又は事業所を有すること

　　　　　　◆今後も事業を継続していく意思があること

　　　　　　◆新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が５％以上減っていること

　　給付額：一律　１０万円

　　申請受付期間：令和２年５月１８日～令和２年６月３０日